

地区委員会はクラブの「相談窓口」問い合わせ回答書

15-16 櫻木ガバナー年度地区管理運営委員会

文責：委員長 金子 公久

E-Mail : kokusai@nctv.co.jp

《相談窓口依頼内容の回答》

《貴クラブからの相談内容》

「クラブ活動計画書のクラブ定款」について

クラブ活動計画書作成に際しクラブ定款第2条、第3条は、2013年版「手続要覧」標準クラブ定款には第2条、第3条の条文の前に□が付くこの条文の扱いは如何すべきか。  
該当する条文をクラブが採用し、それ以外は記載を省略できるのか。  
上記の事柄についてどの様にしたらよいのでしょうか？

《当委員会の見解と回答》

ご相談内容に回答させていただきます。

標準クラブ定款の第2条 名称（1つを選択する）同じく第3条 クラブの所在地域（1つを選択する）これらの条文に該当するところに□カッコが付いています。 □カッコの付く条文を一つ選択し、採用することに関係するご相談と存じます。

各クラブの皆さんは、自分のクラブを考えた場合、クラブに適った条文を1つ選択して採用すれば、それで標準クラブ定款を採用することが整ったと解釈して処理されていると拝察します。然し、□カッコの付く条文の全てが標準クラブ定款を構成する要件であることをご理解下さい。

実は、2013年版「手続要覧」の標準クラブ定款に掲載された条項は全てをクラブの活動計画書の定款に採用してください。修正を加える事はできません。採用が整いましたら、□カッコの条文が自分のクラブ構成に揃っている部分の条文□カッコにレ点を付けた採用をお取りください。

従って、該当しない□カッコ以下の条文は削除することなく、そのまま掲載ください。

仮に、定款を一つの加盟（フランチャイズ）契約事項と考えれば、□カッコの該当項目にレ点を付けて該当しない□カッコはそのまま掲載されることで、RIが加盟クラブとの契約が成立すると解します。

更に、定款採用でご注意を頂く条文はこの他に、第6条 会合、第9条 出席も該当しますことから、クラブ活動計画書に定款を改正する際は、特にご配慮をお願いします。

なお、櫻木ガバナーより貴クラブのガバナー公式訪問で本件を詳しく説明させていただきます。

これに関して再度のご質問や、別件のご質問を歓迎します。どうぞ何なりと質問をお寄せ下さい。本年度櫻木ガバナーの下、活動します地区管理運営委員会を宜しくお願い申し上げます。